

## 『Kマスター 刑法』(KU16037)

## 訂正表

2016年08月23日現在

ページ	訂正箇所	訂正内容	掲載日
巻末	巻末の条文 (法改正のため)	誤 (犯人蔵匿等) 第 103 条 罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又は拘禁中に逃走した者を蔵匿し、又は隠避させた者は、 <u>2</u> 年以下の懲役又は <u>20</u> 万円以下の罰金に処する。	2016/08/23
		正 (犯人蔵匿等) 第 103 条 罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又は拘禁中に逃走した者を蔵匿し、又は隠避させた者は、 <u>3</u> 年以下の懲役又は <u>30</u> 万円以下の罰金に処する。	
巻末	巻末の条文 (法改正のため)	誤 (証拠隠滅等) 第 104 条 他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者は、 <u>2</u> 年以下の懲役又は <u>20</u> 万円以下の罰金に処する。	2016/08/23
		正 (証拠隠滅等) 第 104 条 他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者は、 <u>3</u> 年以下の懲役又は <u>30</u> 万円以下の罰金に処する。	
巻末	巻末の条文 (法改正のため)	誤 (証人等威迫) 第 105 条の 2 自己若しくは他人の刑事事件の捜査若しくは審判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し、当該事件に関して、正当な理由がないのに面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者は、 <u>1</u> 年以下の懲役又は <u>20</u> 万円以下の罰金に処する。	2016/08/23
		正 (証人等威迫) 第 105 条の 2 自己若しくは他人の刑事事件の捜査若しくは審判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し、当該事件に関して、正当な理由がないのに面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者は、 <u>2</u> 年以下の懲役又は <u>30</u> 万円以下の罰金に処する。	

※「掲載日」は、上掲訂正情報がLECホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』(<http://www.lec-jp.com/koumuin/kaitei>)に掲載された日付です。